

## 芽室町保育所児童保育要録の取扱に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に基づき、小学校への就学に際し、保育所入所児童の福祉の向上のため、当該児童が就学する小学校との連携に関し必要な事項を定めるものとする。

(資料作成及び送付)

第2条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づき、保育の実施を行う保育所の長は、当該保育所において保育した児童の育ちを支えるための資料を作成する。

2 前項の児童の育ちを支えるための資料は、芽室町保育所児童保育要録(第1号様式)(以下「保育要録」という。)とする。

3 保育所の長は、保育要録の写しを当該保育所において保育した児童が保育課程を修了する年度内に、当該児童が就学する小学校の校長に送付するものとする。

(保存期間)

第3条 保育要録の保存期間は、当該児童が小学校を修了するまでの間とする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。